

変 更 賦 課 金 要 綱

平成26年 5 月 1 日実施

中部電力株式会社

変更賦課金要綱

目 次

1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	単位および端数処理	1
4	契約の申込み	1
5	契約の成立および契約期間	1
6	契約書の作成	2
7	変更賦課金	2
8	変更賦課金の算定	4
9	支払義務の発生および支払期日	5
10	支払方法	5
11	連系線等利用計画の提出	5
12	そ の 他	6
附	則	7

1 適 用

当社が、振替供給契約または受給契約（以下「当該契約」といいます。）にもとづいて会社間連系点で電気の供給を受ける事業者等（以下「契約者」といいます。）から変更賦課金を申し受ける場合の変更賦課金その他の実施条件は、この変更賦課金要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、変更賦課金その他の実施条件は、変更後の変更賦課金要綱によります。

3 単位および端数処理

この要綱において変更賦課金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 30分ごとの計画変更賦課金対象電力量および通告変更賦課金対象電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 変更賦課金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 契約の申込み

契約者は、当該契約の申込みとあわせて、変更賦課金契約の申込み（当社所定の様式によっていただきます。）をしていただきます。

5 契約の成立および契約期間

- (1) 変更賦課金契約は、変更賦課金契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、当該契約と同じといたします。

6 契約書の作成

当社は、契約者との間で変更賦課金に関する必要な事項について、変更賦課金契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

7 変更賦課金

(1) 変更賦課金は、イ(ハ)によって算定された計画変更賦課金およびロ(ハ)によって算定された通告変更賦課金の合計といたします。

イ 計画変更賦課金

(イ) 適用範囲

会社間連系点等を利用した電気の供給の実施日（以下「実施日」といいます。）の7日前の午後5時において、実施日の30分ごとの会社間連系点等の託送可能量が、その30分の系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の5パーセントを下回り、かつ、その30分の連系線等利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加する場合で、契約者が実施日の7日前の午後5時から実施日の前日の午前12時までの間にその30分の当該連系線等利用計画の10パーセント相当（以下「計画変更許容電力量」といいます。）をこえて、当該連系線等利用計画の値を減少するときに適用いたします。

(ロ) 計画変更賦課金対象電力量

計画変更賦課金対象電力量は、30分ごとに次の式により算定された値といたします。

$$\text{計画変更賦課金対象電力量} = \text{基準計画電力量} - \text{前日計画電力量} - \text{計画変更許容電力量}$$

なお、基準計画電力量とは、連系線等利用計画における30分ごとの電力量の計画値であって、実施日の7日前の午後5時において当社に通知されている値をいい、前日計画電力量とは、連系線等利用計画における30分ごとの電力量の計画値であって、実施日の前日の午前12時において当社に通知されている値をいいます。

(ハ) 計画変更賦課金

計画変更賦課金は、その1月の計画変更賦課金対象電力量の合計値によって算定いたします。

1キロワット時につき	1銭
------------	----

ロ 通告変更賦課金

(イ) 適用範囲

実施日の前日の午後5時において、実施日の30分ごとの会社間連系点等の託送可能量が、その30分の系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の5パーセントを下回り、かつ、その30分の連系線等利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加する場合で、契約者が実施日の前日の午後5時以降にその30分の当該連系線等利用計画の10パーセント相当（以下「通告変更許容電力量」といいます。）をこえて、当該連系線等利用計画の値を減少するときに適用いたします。

(ロ) 通告変更賦課金対象電力量

通告変更賦課金対象電力量は、30分ごとに次の式により算定された値といたします。

$$\text{通告変更賦課金} = \frac{\text{前日通告電力量} - \text{当日実績電力量}}{\text{許容電力量}} \times \text{通告変更電力量}$$

なお、前日通告電力量とは、30分ごとの電力量の計画値であって、実施日の前日の午後5時において確定されている値をいい、当日実績電力量とは、実施日において会社間連系点等を利用した電気の供給を行なった30分ごとの電力量の実績値をいいます。

(ハ) 通告変更賦課金

通告変更賦課金は、その1月の通告変更賦課金対象電力量の合計値によって算定いたします。

1キロワット時につき	1銭
------------	----

(2) (1)にかかわらず、次の場合は、変更賦課金の対象といたしません。

- イ 不可避的な変更
- ロ 系統運用上必然的な変更
- ハ 発電機の故障等による変更

8 変更賦課金の算定

変更賦課金の算定は「1月」を単位として行ない、算定の対象となる期間（以下「算定期間」といいます。）は、実施日を基準とし、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、当該契約に係る電気の供給を開始し、もしくは当該契約が消滅した場合の変更賦課金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または変更賦課金契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

9 支払義務の発生および支払期日

- (1) 契約者の変更賦課金の支払義務は、変更賦課金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、変更賦課金契約が消滅した場合は消滅日に発生するものいたします。
- (2) 変更賦課金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものいたします。

10 支払方法

- (1) 変更賦課金については、毎月、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込みにより支払っていただきます。
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものいたします。
- (3) 変更賦課金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、変更賦課金に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。
- (4) 変更賦課金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

11 連系線等利用計画の提出

当該契約が受給契約の場合には、契約者は、当社の託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕35（託送供給の実施）または託送約款〔特定電気事業用〕

33（託送供給の実施）に準じ、当社に連系線等利用計画を提出していただきます。

12 そ の 他

この要綱に記載のない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

附 則

この要綱の実施期日

この要綱は、平成26年5月1日から実施いたします。